

(※今回の追加部分=マーカー)

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に向けた

論点（案）（第3回）

1. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて（②回目）

※ 基本的に、今回（第3回）は、「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する者）」の移行調整の在り方を中心に検討。

※ 前回（第2回）において、「既に18歳以上の者（いわゆる過齡児）」の移行調整の在り方の検討を行った。

※ 前回同様、相互に密接に関わる論点であり共通する枠組みとなる部分が多いと考えられるため、全体的に相互を意識しつつ検討をお願いしたい。

【論点1】 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて、どう考えるか。

【論点1-1】 移行調整の責任主体

- 障害児入所施設は、措置による入所も多く、契約による入所であっても保護者が養育上の困難を抱えているケース等も多い。こうした点も踏まえれば、（まず、障害児入所施設において、すべての入所児童を対象に、一定年齢に達したら18歳を迎える時点に向けた移行調整を開始した上で）スムーズな移行が難しいケースは、都道府県又は市町村が移行調整の責任主体となる必要があるのではないか。
- 都道府県又は市町村の役割分担の検討を進めるに際しては、以下の点を考慮すべきではないか。

<都道府県（政令市）である場合>

- ・ 受入先となりうる地域資源を広域で把握することが可能。
- ・ 成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）の指定権限や、施設整備費の配分等の権限も同時に有しており、不足する地域資源の開拓を行いやすい。

- ・ 障害児入所施設への入所措置や給付決定自体の実施主体であり、管内の児童相談所等を通じて、措置や契約で入所した入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況等を把握しうる立場にある。

<市町村である場合>

- ・ 受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られる。 また、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体ではなく、入所経緯や入所中の児童の状況・保護者の状況の把握が難しい。
- ・ 一方、成人施設（障害者支援施設やグループホーム等）への移行の際は、移行後の成人施設の支給決定を行う立場（※）となる。

※）居住地特例により、18歳になる前日の保護者の居住地市町村が支給決定主体となる。（障害児入所施設への入所が措置である場合、契約である場合のいずれも共通。）

※）このため、現行制度下では、既に18歳以上である入所者の場合は、障害児入所施設への支給決定（＝経過措置規定により障害児入所施設を障害者支援施設とみなした上での経過的サービス費の支給）は、都道府県から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている。

<障害児入所施設の所在地である場合（都道府県・市町村ともに）>

- ・ 障害児入所施設を通じて、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況を把握しやすい。

<措置元・給付決定元である場合（都道府県・市町村ともに）>

- ・ 障害児入所施設の所在と異なる都道府県・市町村である場合、対象者（18歳以上入所者）本人が遠方（障害児入所施設）であることもあり、対象者（18歳以上入所者）本人の意向・状況や、親族（保護者等）の意向・状況、受入先となりうる成人施設の周辺の地域資源の状況（日中サービスの状況等）の把握には、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設・受入先成人施設の市町村等）の協力が必要。

○ これらの点も総合的に考慮すると、スムーズな移行調整が難しいケースについては、障害児入所施設への措置又は給付決定の実施主体である都道府県が責任主体となった上で、移行調整の協議の場を設け、関係者（相談支援事業所・障害児入所施設・受入先成人施設の市町村等）の協力の下で、移行調整を進めることが考えられるか。

○ この際、既に18歳以上である入所者の場合は、上記のとおり、障害児入所施設への給付決

定が、都道府県から18歳前日の保護者の居住地市町村へ移っている点をどう考慮するか。

仮に、移行が18歳以上の移行調整の責任主体は、移行後の支給決定権者である「18歳前日の保護者の居住地市町村」とする場合、以下の課題をどう考えるか。

- ① 「18歳前日の保護者の居住地市町村」は、当該18歳以上の入所者の入所前から保護者が同一の市町村に居住していない限り、当該入所者の入所経緯や入所中の児童の状況等に関する情報が無いこと
- ② 18歳を過ぎて移行調整を継続することとなった場合に、都道府県の移行調整が進まなかった結果、事案を途中で「18歳前日の保護者の居住地市町村」に移行調整責任を移管することになること
- ③ 市町村では、受入先となりうる地域資源の把握や、不足する地域資源の開拓は、狭い圏域に限られ、より調整の困難性を増す可能性があること
- ④ 保護者の転居状況により、「18歳前日の保護者の居住地市町村」に既に保護者もいない場合も想定され、保護者・入所者ともに関係性の薄い中で移行調整を進めざるを得ない状況もあること
- ⑤ 移行先の選定に際しては、何よりも本人の意思決定を支援・尊重することが重要であるが、移行先となる市町村は、「18歳前日の保護者の居住地市町村」とは関係性の無い場合が多く想定されること

※ なお、障害児入所施設へ入所を継続したまま実態が変わっていないにもかかわらず、18歳を境に支給決定主体が都道府県から市町村（18歳前日の保護者の居住地市町村）へ切り替わる現行の仕組みは、現行制度下で18歳以上入所者に経過的サービス費を支給するための対応であり、改めて円滑な移行のためにふさわしい枠組みを検討する必要がある点に留意が必要。

○ こうした状況を勘案すると、一義的には、障害児入所施設への措置又は給付決定の実施主体である都道府県が責任主体となった上で移行調整を進め、移行先（となる市町村）が決まってきた段階で、移行先となる市町村（及び移行後の支給決定権者となる「18歳前日の保護者の居住地市町村」）の関係者へ引継ぎを行うことが考えられないか。【⇒具体的なフローは「論点1-2」】

障害児入所施設への措置又は給付決定を行った都道府県が責任主体となることで、18歳以降に成人として管内市町村で迎え入れることも視野に入れながら、早期から一貫した移行準備を行うことが可能なのではないか。

【参考】児童福祉法における市町村・都道府県の責務の関係性

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

- その際は、相談支援事業所が18歳到達の相当程度前から成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度等の検討も併せて必要ではないか。
- また、関係者の役割分担等について、不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受入れ基盤等）の開拓を含め、制度上明確化した上で、障害者福祉計画・障害児福祉計画へ適切に反映される仕組みとする必要があるのではないか。
- また、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合もあるが、その場合も、移行調整の責任主体は、障害児入所施設への入所措置や給付決定の実施主体である都道府県が担った上で、移行後の支給決定は、居住地特例の制度上、障害児入所施設の所在地の市町村が行うこととなる点（※）を明確にする必要があるのではないか。（※障害者総合支援法第19条第4項。保護者であった者の居所不明の場合は、当該障害者の18歳前日の「所在地」の市町村が支給決定主体となる。）
- 医療型の肢体不自由児施設も通過型であることに鑑み、スムーズな移行が困難な場合には、福祉型と共通の移行調整の仕組みの対象として検討する必要があるのではないか。

【論点1-2】 関係者の役割分担・連携のあり方、移行調整の枠組みのイメージ

- 「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」の移行調整の主要な関係者としては、例えば以下の者が考えられるか。

①本人（及び保護者）

②自治体（都道府県・市町村・児童相談所）

都道府県（主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県）

市町村（主に受入先となりうる成人施設の給付決定の実施主体となる市町村）

児童相談所（障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所）

③障害児入所施設

④相談支援事業所

⑤受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者

⑥学校関係者

○ 「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」の移行調整の大まかな流れとしては【資料2-2 p 1~2】のような形が考えられるか。

具体的には、移行先（GH等）が決まるまでの間（＝資料2-2 p 1の「Step 2」まで）は、移行先候補地へ定着した後も支援が可能な地理的關係にある相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を中心に、体験利用等の調整を重ね、移行調整が難航した場合は、障害児入所施設への給付決定・措置決定主体である都道府県が協議の場で資源開発を含めた検討・調整を行いつつ、移行先（GH等）の決定までを進めることとしてはどうか。（資料2-2参照）

○ その後（＝資料2-2 p 2の「Step 3」）は、同相談支援事業所が移行先（GH等）における具体的な支援（日中サービスの利用等）の調整を行い、支給決定は、居住地特例に基づいて、該当する市町村（多くの場合は、18歳前日の保護者の居住市町村）に引き継ぐ流れとしてはどうか。

○ なお、その際に、移行時点で、保護者・本人ともに居住しておらず、移行先（X市）でもない市町村が支給決定主体となるケースがある（＝資料2-2 p 5の「パターン④」）ことも踏まえ、移行先に関する支給決定が円滑に行われるようにするために、どのような工夫ができるか。

（第1回実務者会議における意見）

- ・ 広域調整が必要である。
- ・ 移行調整は誰が中心になるのか。児童相談所のケースワーカーは成人施設のことにはわからない。市町村の窓口が担当になると遠い施設に入所していると、地元に戻るのか、施設の近くで暮らすのかよくわからない。また、施設の近くで暮らすのを選択した場合は資源の探し方がわ

からない。

.....
(第2回実務者会議における意見) (※事務局の責任において取りまとめたもの。以下同じ)

- ・ 現在は、都道府県が入所を決定する仕組み。入所から退所まで、本人や家族を含めたりービングケアが重要。まずは都道府県(児童相談所)が責任を持ち、市町村と連携する形が必要。
- ・ 18歳を超えると援護機関が市町村に移っている。都道府県が実施の主体となるのは過齡児の形では難しいと思う。実施主体となる市町村が中心となる。入所時、入所中は児童相談所、都道府県が入所の決定を行っているので、そこは市町村に情報提供をしっかりとる必要がある。
- ・ **地域に移行することを前提とするべき。**どうしても移行が難しいケースを全国で調整しなければならない場合があることは理解するが、移行さえできればよいということに繋がりがかねない。全国の空いている施設を探すための機能では本末転倒。
- ・ 要保護児童対策地域協議会と自立支援協議会が連携する仕組みを考える場合に、障害児入所施設に入所する児童のうち、要保護児童対策地域協議会の支援対象にならない児童もいるのではないか。
- ・ **障害福祉計画・障害児福祉計画に明確に記載することで、市町村は過齡児が地元に戻ってくることを前提に、整備計画を作ることができるのではないか。**単に連携の仕組みを作るだけではなく、行政計画に落とし込むことが必要ではないか。
- ・ 障害のある方の権利が守られているかを考える必要がある。行政がゆずりあうのではなく、**責任を持って障害のある方の大人になる時の権利を守ることが必要。**
- ・ **援護の実施主体を決めること自体が非常に難しい事例が毎年ある。**どこが責任を持って調整するのかルールをしっかりと決めるべき。
- ・ 責任の主体は基本的には市町村にすべき。強度行動障害や医療的ケアなど調整に困難を要する場合は、都道府県単位で検討する場を持つようにすることが考えられる。**その後の生活を支援していく市町村が調整の責任を担うべき。**市町村や相談支援事業所がその地域の情報を把握している。
- ・ 障害のある子どもとその家族の地域での支援体制整備と結びついていないと、退所後の体制整備は不完全なものになる。地域の体制整備の要となる**基幹相談支援が主体となるべき。**
- ・ 市町村が子どもをどう帰すかという観点が必要ではないか。
- ・ **18歳すぐの移行は学校が絡む(特別支援学校の高等部3年在学中に18歳を迎える)こともあり難しい場合がある。**今まで通っていた学校を間際で転校させるのは適切でない。そこがネックになって、移行のチャンスを逃してしまう場合がある。協議の場には学校関係者も入る必要があるのではないか。
- ・ **医療型の肢体不自由児施設も通過型であり、18歳で移行調整が必要な子が多数いることを踏まえて議論する必要がある。**
- ・ 移行する際に都道府県、児童相談所とグラデーションにバトンタッチをしていく仕組みをどう作るか。その中で障害児入所施設と受け手側の相談支援事業所、一般相談が上手く活用出来るように絡めて、上手くバトンタッチが出来るようにしていくと良い。

.....※以下、今回（第3回）の追加論点.....

2. 移行に関する年齢と必要な制度について

【論点2】 移行に関する準備を始める年齢と完了する年齢について、どう考えるか。

【論点2-1】 「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」の移行準備を始める年齢について。

- 入所した段階から、移行を見据えた計画を立てて支援していく必要があるのではないか。
- 最低でも、15歳位から、移行を見据えた計画を立てて支援をしていく必要があるのではないか。

【論点2-2】 「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」の移行を完了する年齢について。

- 虐待などで中・高生年代の入所が増えており、本人の精神状態へのケアを重ね、移行可能な状態に至るには数年かかることがある現状や、強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化してきたようなケースに十分配慮する必要があるのではないか。

こうした観点から、①一定年齢以上（例えば15歳以上）の入所児童で移行可能な状態に至っていない場合、②強度行動障害や情緒障害などの精神症状が18歳近くになって強く顕在化し、18歳前後での移行が適切でない場合は、一定年齢まで（例えば、入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間を設けた22歳満了時まで）、移行せずに障害児入所施設へ入所継続することを制度上明確に位置付ける必要があるのではないか。

その際、移行期限を定めないと本人の移行調整が停滞することも考慮し、入所継続できる年齢期限を「何歳」とするか。

(これまでの実務者会議における意見)

- ・ 入所した段階、最低でも高1から実務者を入れたケース会議等の以降支援が必要。
- ・ 虐待などで中・高生年代の入所が増えている。入所の平均年齢が14歳。そうなると高校卒業と同時にすぐに移行は難しい。23歳～24歳で退所が多い。
- ・ 18歳での移行が難しい場合は、柔軟な対応が必要ではないか。
- ・ 時期としては高校生からでは遅いのではないか。中3くらいから意識をし始めて、ケース会議などで議論を始める必要がある。また、保護者の方がその施設が良いから移りたくないということに対しても、早めにお話することでお互いに子どもの先のことを考えるうえでは重要と思う。
- ・ 最低でも高校入学時から、児童の状態像の把握、予想される地域生活、入所先の把握と実習の実施が必須と考える。実習時の措置停止や送迎に課題があるように思われる。

【論点3】 移行の準備のために必要な制度について、どう考えるか。

【論点3-1】 「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」の移行準備に必要な制度は何か。

- 相談支援事業所が、18歳到達の相当程度前（例えば15歳）から、成人施設等への移行・定着までを、一貫して支援することが可能な制度等の検討も併せて必要ではないか。（再掲）
具体的には、成人のサービスである地域移行支援を障害児入所施設入所時から移行先での定着まで一貫して使えるようにするべきではないか。また、現状では、地域移行支援は障害者支援施設への移行は対象外となっているが、障害児入所施設から障害者支援施設への移行も含めて活用できるような仕組みを考えることが必要ではないか。
- 体験利用について、グループホーム又は障害者支援施設等に居住の場において利用する通所系サービスや、一人暮らしの場合の訪問系サービスを含め、幅広いサービスで体験利用できる仕組みが必要ではないか。
- 措置児童の場合、体験利用の際には、措置停止を行わなくてもよい仕組みが必要ではないか。
- 体験利用をする際には、障害児入所施設の職員が本人へのケアと受け手側に留意点を伝える支援を行うことが出来るように、本人の体験利用に障害児入所施設の職員が同行できる仕組みが必要ではないか。
- 以上のような点を考慮すると、現在の体験利用のように、個別に市町村の支給決定を得るのではなく、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県が、障害児入所施設への措置・契約を維持したまま、移行調整に必要となる体験利用について一元的・包括的に決定できる仕組み

が必要ではないか。

- 成年後見人の選任が円滑に行えないケースの中には、やむを得ない措置とすることがふさわしい場合があり得るといふ指摘についてどう考えるか。

(これまでの実務者会議における意見)

- ・ 相談の**地域移行支援**が、障害児入所施設では使えないのが課題。
- ・ 障害児入所施設に入所している方は4割近い人が社会的養護が必要。養育が困難ということが背景の人はかなりいる。保護者や支援している施設も含めて、早くから連携した会議の開催が必要。成人サービスの給付決定のための認定調査を早めに行うことで、成人への移行がよりしやすくなると考える。**総合支援法と児童福祉法の合わさった形**が本当に大事と感じている。
- ・ 体験利用を積み重ねていくことで本人が移行できることが確認されている。一回**措置と契約を切らないと使えず、受け入れ側に負担をかけることになるので改善が必要と考える。**
- ・ 障害児入所施設にソーシャルワーカーを配置した時の加算が創設されたが、本質的には行政の責任で進めるべきこと。**地域移行の相談**が今の仕組みでは使えないので、改善を行うべき。
- ・ 保護者による養育に課題があり、要保護児童対策地域協議会が関与しているような方が移行する際に、**成年後見人をつけて契約しようとする方法が、市町村には重い負担になる。**例えば、措置入所をしている児童には、実務的にやむを得ない措置とすることを推奨するという運用も必要ではないか。
- ・ 18歳に向けて成人サービス等を体験する仕組みは大切。強度行動障害の方の空床利用は現実的には難しいかもしれないが、考えておいてもよいのではないか。
- ・ 成人サービス等の体験については、場所の問題だけではなく、**支援の引き継ぎが難しい。**地域移行支援では、そのコーディネーターはするが受け手の支援は見ることができない。例えば、**障害児入所施設の職員と一緒に体験をできるような仕組みがあると、職員と泊まることで本人も安心し、支援について受け手側に留意点を伝えられるのではないか。**
- ・ 障害児入所施設に入所している段階から、移行先の体験利用を繰り返しできる仕組みが必要。